

教育広報紙紙面レイアウト作成業務委託プロポーザル実施要領

本実施要領は、和歌山県が行う「平成29年度教育広報紙紙面レイアウト作成業務」の契約候補者を選定するために行う公募型プロポーザルの実施に必要な事項を定める。

1 業務概要

- (1) 名称
平成29年度教育広報紙紙面レイアウト作成業務
- (2) 内容
別添仕様書のとおり
- (3) 予算上限額
388,800円（うち消費税及び地方消費税の額28,800円）
- (4) 契約期間（予定）
契約締結日から平成30年3月31日まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。
- (2) 自治法令第167条の4第2項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 自己、自社の役員又はその支店若しくは営業所等の代表者その他経営に実質的に関与している者が、次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、かつ、将来にわたって該当しないことを確約できる者であること。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
 - エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると認められる者
- (4) 公共の安全又は福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定により更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。

- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定により再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画の認可の決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 和歌山県役務の提供等に契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づき、競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (8) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。
- (9) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がない者であること。
- (10) 過去3年度（平成26年度から平成28年度まで）の間に、和歌山県が発行した印刷物の紙面デザイン、レイアウト業務に係る契約を3件以上締結し、かつ、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

3 実施要領に関する質問

(1) 質問方法

本実施要領について、質問がある場合は、総務課（下記10）あてファクシミリ又は電子メールにて提出すること。また、説明会（下記4）においても質問を認める。

なお、提案書類の具体的な記載方法、記載内容等についての質問は、公平性を確保する観点から受け付けない。

(2) 質問受付期間

平成29年4月14日（金）から平成29年4月24日（月）まで

(3) 質問の回答

質問者に対して、平成29年4月26日（水）までにファクシミリ又は電子メールにて回答する。

4 説明会の実施

(1) 日時

平成29年4月24日（月）午後1時から

(2) 場所

和歌山県庁南別館 8階 教育委員会室（和歌山市小松原通1-1）

(3) 説明事項

委託業務の概要及び提案書類等について

(4) 説明会の参加申込

説明会に参加を希望する者は、次のとおり関係書類を提出すること。

なお、説明会に参加しない者は、提案書類を提出できないものとする。

ア 提出書類

(ア) 教育広報紙紙面レイアウト作成業務委託プロポーザル申込書（別紙様式1）

(イ) 過去3か年の間に契約し、和歌山県が発行した印刷物（3件以上）及びその契約書の写し

(ウ) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加決定通知書の写し

イ 提出期間

平成29年4月14日（金）から平成29年4月21日（金）までの県の休日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

ウ 提出先等

総務課（下記10）あて郵送又は持参すること。郵送の場合は、提出期間内に必着させること。

5 提案書類の提出

(1) 提案書類

ア 企画書 8部

様式は自由とする。ただし、会社名等は表記しないこと。

イ レイアウト紙面 8部

会社名等は表記しないこと。

ウ 見積書 1部

会社印及び代表者印を押印すること。また、見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とし、その額は予算上限額（前記1（3））の範囲内とする。

(2) レイアウト紙面の内容

教育広報紙『「輝く！紀の国の教育」第36号（平成29年3月）』の「1面」、「2面・3面」及び「8面」の紙面レイアウトを再構成すること。

なお、「1面」、「8面」についてはA4縦、「2面・3面」についてはA3横とし、カラー4色刷体裁で作成すること。

※ 『「輝く！紀の国の教育」第36号』は、和歌山県教育委員会ホームページの『広報紙「輝く！紀の国の教育」』ページ（http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500100/koumoku2/sub2_3.html）に掲載しているので参考にすること。

※ 紙面作成に必要な原稿及び写真は、説明会当日、電子データで提供する。

なお、電子データの形式は、県が使用するソフトウェアによる形式又はテキストファイルで提供する。

(3) 提出期間

平成29年4月25日（火）から平成29年5月17日（水）までの県の休日（和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日をいう。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。

なお、説明会に参加したが、提案書類の提出を行わない場合は、総務課（下記10）までその旨連絡すること。

(4) 提出先等

総務課（下記10）あて、郵送又は持参すること。郵送の場合は、提出期間内に必着させること。

(5) その他

ア 提案書類の作成及び提出に要する経費は、提案者の負担とする。

イ 提出された提案書類は、返却しない。

ウ 一旦提出された提出書類の差し替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めない。

6 選定委員会

(1) 選定方法

選定は、和歌山県教育委員会所管公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査を経て行う。

契約候補者の選定に当たっては、選定項目に基づき、提出された提案書類の内容を審査し、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業実施能力等を評価・採点するとともに、見積金額を考慮する。

(2) 評価項目

ア 読みやすい紙面になっているか

イ 親しみやすい紙面になっているか

ウ 表紙デザインは全体の意図が伝わりやすいものか

エ 記事レイアウトのバランスは良いか

オ イラストは適切か

- (3) 審査結果の通知
選定委員会終了後、速やかに提案者に書面により通知する。
- (4) 審査結果の公表
和歌山県教育委員会のホームページにおいて公表する。
- (5) その他
 - ア 契約候補者となった者が契約締結までの手続期間中に前記**2**の要件を満たさなくなった場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。
 - イ 選定結果の通知後、契約候補者となった者が辞退する場合は、直ちに総務課まで連絡するとともに、書面により届け出ること。

7 失格の条件

提案者が次のいずれかに該当した場合は、失格（選定対象から除外）とする。

- (1) 前記**2**に掲げる参加資格を満たさない場合
- (2) 提案書類の提出方法、提出先又は提出期限に適合しない場合
- (3) 提案書類作成のための仕様書に示された条件に適合しない場合
- (4) 提案書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 提案者に次の行為があった場合
 - ア 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
 - イ 他の提案者と提案の内容又は意思について相談を行うこと
 - ウ 選定終了までの間に、他の提案者に対して提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提案書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

8 契約の締結

選定委員会における審査の結果、最も適当と認められた者と和歌山県は、提案の内容をもとに、協議の上、業務の内容等を確定し、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において次点の候補者と協議する。

契約締結前に、原則として、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除を受けることができる。

- (1) 保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2箇年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（別紙様式2参照）

9 その他

本業務により制作された成果物に係る著作権は、和歌山県に帰属するものとする。

10 問い合わせ先

住 所：〒640-8585 和歌山県和歌山市小松原通一丁目一番地
担当課：和歌山県教育庁教育総務局総務課
担当者：湯川
電 話：073-441-3641（直通）
ファクシミリ：073-432-4517
電子メール：e5001001@pref.wakayama.lg.jp

仕 様 書

1 業務名 平成29年度教育広報紙面レイアウト作成業務

2 業務期間 契約締結日から平成30年3月31日まで

3 業務内容

- (1) 年間2回（7月、3月）発行する教育広報紙の紙面レイアウトを作成すること。
- (2) 和歌山県が提出する原稿及び写真を受け取った日から7日以内（休日を含む。）に、A4判8ページ（フルカラー4色）のレイアウト原稿を作成し、紙媒体及び電子媒体で提出することともに、制作物を電子媒体により和歌山県が別途契約する印刷委託業者に提供すること。
- (3) 制作物は、和歌山県教育委員会のホームページ上に掲載するため、「1面」、「2面・3面」、「4面・5面」、「6面・7面」、「8面」、「全面」に分割したPDF形式の電子データとする。
- (4) 文字校正及び色校正は、教育総務局総務課（以下「総務課」という。）の職員とともにを行い、専門家としての立場から助言を行うこと。

4 業務体制等

- (1) 打合せ協議は、面談による方式を重視する。したがって、和歌山県内にデザイナー等が常駐する事務所を設けること。ただし、当該事務所については、総務課の職員の求めに応じ、県庁に速やかに来訪できる場所にあること。
- (2) デザイン、レイアウト及びイラストの作成に必要な専門能力を有する複数の専従職員が置くこと。また、レイアウトについて、総務課の職員の指示により、複数案の作成や速やかに変更案を作成できるよう、レイアウト専用ソフトを搭載したコンピュータ（カラープリンター、スキャナーその他の機器を含む。）を複数台設置すること。
- (3) 発行回ごとに指定した期間（7日間程度）、総務課の職員の指示により、デザイン及びレイアウトの修正等に優先的に取り組むこと。
- (4) イラストやグラフ等について、複数のイメージを描き分けること。
- (5) 各社が有する写真、イラストその他の広報素材を紙面で無償で使用する可能性があることを事前に許諾すること。実際の使用に当たっては、和歌山県と協議の上、決定するものとする。

5 その他

その他本仕様書に記載のない事項については、協議の上、決定するものとする。

(別紙様式1)

教育広報紙紙面レイアウト作成業務委託プロポーザル申込書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (所在地) 〒

商号又は名称

代表者職氏名 印

電話番号

(担当者名)

平成29年度教育広報紙紙面レイアウト作成業務委託プロポーザルに参加することを届けるとともに、すべての提案資格を満たしている又は事前に許諾することを誓約し、下記のとおり実績及び現況を報告します。

また、本プロポーザルに係る説明会への参加を申し出ます。

記

1 事務所の所在地・連絡先

2 過去3年度(平成26年度から平成28年度まで)の間に、和歌山県が発行した印刷物のデザイン、レイアウト業務に係る契約実績(多数の場合は、金額上位のものを3件を記載)

	受注年度	印刷物名	受注金額(円)	発注課名
①				
②				
③				

3 デザイン・レイアウト及びイラストの作成に専門能力を有する専従職員の数、氏名

()人 氏名()

4 レイアウト等に使用するコンピュータの台数と機種

()台 機種:

5 レイアウト等に使用するコンピュータのソフト

()

6 制作物を電子媒体で印刷委託業者に提供する手段

()

(別紙様式2)

契約保証金納付免除申請書

平成 年 月 日

和歌山県知事 様

住所 (所在地)

商号又は名称

社印

代表者職氏名

実印

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条第3号の規定により下記1の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度	平成29年度
業務の名称	教育広報紙紙面レイアウト作成業務

2 国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※過去2年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を2件以上記載してください。

※上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 2に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- (2) 2に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）